

公益財団法人広島県体育協会 表彰規程内規

表彰規程第7条により、次の内規を定める。

- 1 第4条の受賞資格については、次のとおりとする。
 - (1) 「広島県の体育界の向上、発展に多大の貢献のあったもの」とは
 - A その年度に満40歳以上のもので、本協会ならびに加盟団体においても10年以上（構成団体は15年以上）引き続き役員として尽力し、その功績の顕著なもの。
 - B 指導者として、国際的、全国的に優秀な個人やチームを育成し、その功績の顕著なもの。
 - (2) 「国際大会において、優秀な成績をあげたもの」とは
公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が原則として派遣する国際大会で優秀な成績をあげたもの。
 - A オリンピック競技大会、世界選手権大会等において入賞の成績をあげたもの。
 - B アジア選手権大会等において上位入賞の成績をあげたもの。ただし、A、Bにおいて、複数の選手（チーム）が参加している大会・種目等とする。
 - (3) 「全国大会において（国民体育大会を除く。）優勝したもの」とは
公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が原則として主催または共催、主管で行われる全国大会で優勝したもの。（交流大会を除く。）
ただし、複数の選手（チーム）が参加している大会・種目等とする。
 - (4) 「国民体育大会において、優秀な成績をあげたもの」とは
国民体育大会において入賞し、競技得点をあげたもの。
 - (5) 「世界新記録、日本新記録（最高記録を含む。）」とは
その競技団体において、公認発表されたものとする。
 - (6) その他、会長が特に功績顕著であると認めたもの。

2 表彰の数

第1項(1)のAの表彰については、次のとおりとする。

- (1) 加盟競技団体 2人以内
- (2) 加盟地域団体 広島市 4人以内
福山市 3人以内
呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町
2人以内
熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、北広島町、安芸太田町
1人以内
- (3) 加盟学校団体 2人以内

3 加盟団体は、別に定める期日までに公益財団法人広島県体育協会会長宛に推薦する。

推薦団体については、次のとおりとする。

- (1) 加盟競技団体 第1項の(1)、(2)、(3)、(5)
- (2) 加盟地域団体 第1項の(1)のA
- (3) 加盟学校団体 第1項の(1)のA、(3)

4 体育賞の形状およびデザインは別に定める。

附 則

この規程内規は、平成7年4月1日より施行し、平成7年表彰から適用する。

この規程内規は、平成16年4月1日より施行し、平成16年表彰から適用する。

この規程内規は、平成19年4月1日より施行し、平成19年表彰から適用する。

この規程内規は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程内規は、平成29年4月1日より施行し、平成29年表彰から適用する。